

## 長野県告示第238号

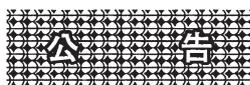
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成27年5月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成27年5月11日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
有限会社 オアシス	諏訪市四賀赤沼1821	茅野市金沢4110 セブンイレブン茅野金沢店

会計課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年5月11日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日  
平成27年4月28日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人定年就農の会
- 代表者の氏名  
中村 宏
- 主たる事務所の所在地  
東筑摩郡山形村572番地3
- 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、家庭菜園教室の開催、定年就農者への支援、遊休農地の有効活用、都市部への農産物及びその加工品等の販売に関する事業を行い、農村における遊休農地・耕作放棄地の再利用を促進し、以って農業及び農村の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成27年5月11日

長野県知事 阿部守一

- 試験日時  
平成27年9月27日(日) 午前10時から午後3時30分まで
- 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
伊那市	伊那商工会館（伊那市中央4605-8）
松本市	長野県松本合同庁舎（松本市島立1020） 長野県松本勤労者福祉センター（松本市中央4-7-26）
長野市	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2） JA長野県ビル（長野市大字南長野北石堂町1177-3）

## 3 試験科目

- 薬事に関する法規と制度
- 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 人体の働きと医薬品
- 主な医薬品とその作用
- 医薬品の適正使用と安全対策

## 4 受験手続

- 提出書類
  - 受験願書
  - 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）
- 受験手数料  
15,100円（長野県収入証紙により納付してください。）
- 受付期間  
平成27年6月29日（月）から7月10日（金）までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成27年7月10日までの消印があるもの限り受け付けます。）
- 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課（県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要）

- 受験票の交付  
受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。
- 注意事項
  - 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
  - 受験願書提出後の試験地の変更はできません。

ウ 松本市及び長野市の試験会場について、受験者が選ぶことはできません。

エ 平成27年度の試験から受験資格の要件はなくなりました。

5 合格発表

平成27年11月6日(金)午前9時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者にはその旨を通知します。

6 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、茅野市西茅野土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成27年5月11日

長野県知事 阿部守一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年5月11日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

1 許可番号

平成26年11月19日 長野県指令26都第40-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字宮畑890-45

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村字宮畑890-28 村中 豪

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年5月11日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

1 許可番号

平成27年2月23日 長野県指令26都第10-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字三田町120-イの内、121の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字都住121番地 川上健一

上高井郡小布施町大字都住121番地

株式会社川上農園 代表取締役 川上健一

都市・まちづくり課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成27年5月11日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習

2 講習の種別、実施日時及び定員

講習の種別	実施日時	定員
新規取得講習	平成27年7月6日(月)～平成27年7月13日(月) 午前9時～午後5時 (受付時間 7月6日(月)午前8時30分から午前8時50分まで)	20名
追加取得講習	平成27年7月9日(木)～平成27年7月13日(月) 午前9時～午後5時 (受付時間 7月9日(木)午後0時20分から午後0時40分まで)	20名

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、追加取得講習の初日開始時間にあつては、午後0時50分からとする。

3 実施場所

長野県千曲市大字磯部1144番地4

地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

4 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下

「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)のオからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講の手続

### (1) 事前申込み

#### ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得すること。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

(9) 電話1本につき1人の受付とする。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切る。

#### イ 電話受付日

講習の種別	電話受付日	電話受付時間
新規取得講習	平成27年5月28日(木)	午前9時から午後5時まで
追加取得講習	平成27年5月29日(金)	午前9時から午後5時まで

(受付日時、時間は厳守すること。)

### (2) 受講申込書の提出

#### ア 提出期間

平成27年6月15日(月)から6月19日(金)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

#### イ 提出場所

事前申込みの際に指定する長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

#### ウ 提出方法

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与した受付番号を申告するとともに受講者本人が指定した提出場所へ申請書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

### (3) 提出書類

#### ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)には、提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの1通

(4) 受講対象者に該当することを疎明する書面1通

a 前記4の(1)のオに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 前記4の(1)のイに該当する場合は、1級の検定に係る合格証明書の写し

c 前記4の(1)のウに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 前記4の(1)のエに該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し

e 前記4の(1)のオに該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 追加取得講習

(7) 受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの)1通

(4) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

(9) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(4)の書面

## 6 受講手数料及び納付方法

### (1) 新規取得講習

38,000円相当の長野県収入証紙により、受講申込書の提出時に納付すること。

### (2) 追加取得講習

14,000円相当の長野県収入証紙により、受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

## 7 その他

(1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に行うこと。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課